

様式第2号（第5条関係）

三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定書

三木市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、甲が実施する特定健診、各種がん検診等（以下「町ぐるみ健診」という。）の受診率向上及び市民の健康の保持・増進に資する事業の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力し、町ぐるみ健診の受診率向上を推進し、もって病気の早期発見・早期治療の促進と市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携及び協力する。

- (1) 町ぐるみ健診の広報、受診啓発等に関すること。
- (2) 町ぐるみ健診の実施に係る情報の連携に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町ぐるみ健診の受診率向上及び市民の健康の保持・増進に資する活動に関すること。

（支援及び広報等）

第3条 甲は、乙に町ぐるみ健診に関する情報（受診者に係る個人情報を除く。）を提供するとともに、乙の取組内容を広報みき、市ホームページ等に掲載することにより、広く周知する。

2 甲は、乙が商品パッケージ、広告等に、市と協定を締結した企業等である旨の表示をすることを認めることができる。

（実施事項）

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかを実施する。

- (1) 顧客窓口等における町ぐるみ健診の受診啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示等
- (2) 町ぐるみ健診の受診啓発イベントの開催
- (3) 系列企業等に対する町ぐるみ健診の受診勧奨

- (4) 従業員、会員等に対する町ぐるみ健診の受診勧奨
- (5) 町ぐるみ健診の実施に係る協力・支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町ぐるみ健診の受診率向上に資する積極的な取組

2 乙は、前項各号に掲げる事項の実施に際して、乙又は系列企業等への利益誘導を伴う行為を行ってはならない。

(経費負担)

第5条 本協定に基づく事業において生じる経費の負担については、甲及び乙の合意の上、決定する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに双方のいずれからでも協定解除の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 兵庫県三木市上の丸町１０番３０号
三木市
三木市長 仲 田 一 彦

乙